令和３年度第 54 回山形県空手道選手権大会
~~第 50 回山形県社会人空手道選手権大会~~
審判・監督会議資料

１．遵守事項

（１）共通事項

①競技規定については実施要項のとおりとする。

②本大会は「山形県空手道連盟　感染拡大防止ガイドライン」に沿って運用し、実施要項別紙「新型コロナウイルス感染症対策について」を承諾したうえで参加することとする。

③新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策として、本予選会は無観客とする。

④全出場者は別紙「新型コロナウイルス感染症対策について」に記載されている以下の書類を受付時に記載及び提出すること。

・健康管理チェックシート（当日記載用）：全参加者記載

・ＰＣＲ検査陰性証明書：~~該当者のみ提出~~　ワクチン接種済（2 回）記録

どちらかを出場者全員が提示もしくは提出すること。

「よくある質問」「主催大会変更及び中止のご連絡」9/4 文書をよく読むこと。

⑤審判・監督会議は事前に本書面の配布のみにより実施する。当日は審判においては出欠確認のみ、監督は受付時に棄権する選手を報告すること。

⑥開会式、閉会式は密を避けるため実施せず、競技の開始は審判長の開始の発声のみにする。表彰式は行わない。後日、主管団体より副賞と賞状を団体長へ送付する。

⑦整列する際は１ｍ以上離れて並んでください。

⑧ゴミは各自お持ち帰りください。（会場内にゴミ箱はありません）

⑥会場内はマスク着用（不織布）のこと。飲食禁止、但し水分補給は可。

⑦会場内への入退時は備え付けの消毒液で手指の消毒し参加者全員が感染拡大防止に努めること。

（２）審判員

①マスク（不織布）、フェイスシールド、手袋を装着して審判を行うこと。マスク（不織布）、フェイスシールドは各自準備すること。（主催者では準備しない）

②笛は使用せず、電子ホイッスルを使用する。判定時の合図は監査が行う。

③形競技において、感染予防のため審判員席は所定の位置より１ｍ離れた場所に設定する。

④競技中、指定された席を必要以上に離れないこと。

⑤審判シューズは土足厳禁とする。

（３）選手

①コートへの入退場時、整列時はマスク（不織布）を着用し、隣の選手及び前の選手との距離は１ｍ以上間隔を空けて整列すること。

②形名の呼称や気合い等を発声する際は、大声での過度な発声を禁止する。

③組手競技においてメンフォー用口元シールドが外れた場合は、直ちに主審が「止め」をかけるので付け直すこと。

④選手同士及び監督との握手、ハイタッチ、ハグ、出迎え、送り出しは行わないこと。

⑤更衣室は女子のみの利用とし、ロッカー、シャワーは利用不可とする。ヘアセットは入場前に行うこと（更衣室内は飲食禁止）。男子の更衣は練習会場にて行うこと。
剣道場指導員室を女子更衣室とする予定。今後の施設との打ち合わせで用意できない場合がある。

（４）監督

①監督山形県空手道選手権実施要項 13）のとおりとする。(1 名）服装等も確認して申し込むこと。

②監督席では大きな声での過度な発声を禁止する。

③監督は大会が円滑に進行するよう、所属団体の選手に取決め事項やマナー等を遵守するよう指導・管理すること。

２．競技について（実施要項記載以外）

（１）形競技

①得意形以外は全て２人制で行う。

②２人制では時間短縮のため、斜め入りとし、コートのコーナー部からの入退場時の礼は行わない。

③連続して試合を行う場合のインターバルは１分間とし、赤と青が入れ替わる場合は帯を交換してから１分間とする。

④演武するときはマスク着用の義務はない

⑤形の発声は行うが過度な発声や気合を禁止する。呼称と異なった形を演武した場合は競技規定に則り反則とする。

（２）組手競技

①１０カウントルールは採用する。（ドクター有の場合）

②メンフォー用口元シールドを装着することを義務付ける。

③連続して試合を行う場合のインターバルは試合時間と同時間とし、赤と青が入れ替わる場合は防具等を交換してから計測する。

（３）審判員実施事項

①競技規定第９条　ウォーニング及びペナルティ（競技を中断することなく使用される合図の導入について）

競技を中断することなく競技の続行と競技を分ける合図を導入する。

・「つづけて」－競技の続行

無断で競技を中断した場合、あるいは双方が技を出さない場合、主審は競技を続行するよう非公式に合図する（競技者をコートに入れる時と同じジェスチャー。ジェスチャーとともに「つづけて」と発声する)。

・「わかれて」－競技者を分ける

組合い、又は胸と胸を合わせる競技者に発声（「わかれて」）を伴いながら、手のひらを外側に向けて分ける合図をする。

②組手競技において、マウスシールドが外れた場合は直ちに主審が「止め」をかけ、付け直させてから再開すること。

③審判員は同じ団体に所属する選手の審判はできない。但し、審判員に不足が生じ場合は、審判長又はコート長（ＴＭ）の判断により、審判団に編成することがある。

~~３．質疑について~~　締め切り

~~（１）本大会当日は従来の審判会議、監督会議は実施しないため、上記の内容について質疑が生じた場合は、別紙「質疑申込書」に質疑内容を記載し、下記担当者へ期日までメールで送付すること。後日、質疑内容とその回答を通達する。~~

~~尚、すでに要項や関係文書、ルールブックに記載してあることや選手や保護者からの直接の問い合わせには回答しないので必ず団体責任者を通すこと。~~

~~メールには件名、連絡先や団体名を書いて送信し、２～３日たっても連絡のない場合はメールアドレスと件名等や問い合わせの内容を確認して再度送信すること。~~

~~（２）質疑申込書の提出について~~

~~【提出期限】　令和３年　　８月２７日（金）~~

【提 出 先】　大会運営委員長　安達智也　tomo.adc@d3.dion.ne.jp

４．異議申し立て

競技規定組手競技第 11 条並びに形競技第 7 条について、本大会では以下のとおり申し合わせる。

① 判定について審判団に異議申し立てはできない。

② 審判の手続きに規定違反があった場合、監督またはコーチは挙手のうえ口頭でコート主任に異議を申し立てること。

③ 異議申し立ては、手続き違反があった時に即行うこととし、次の試合に入った場合は受け付けない。